

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

国等の動向や民間事業者による技術革新を踏まえて、再生可能エネルギー^{※1}の導入や省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガス^{※2}の排出を削減する取組の一層の推進を図り、2050年ゼロカーボンシティ^{※3}を目指します。

また、気候変動に対応した持続可能な環境を次世代に引き継いでいくため、誰もが環境への取組について学び、体験、行動できる、環境学習の充実を図るとともに、気象災害による被害の回避・軽減にも取り組みます。

施策の現状と課題

- 地球温暖化・気候変動の要因である温室効果ガスの多くを占めるCO₂排出量の約5割が家庭部門であることから、区はこれまで太陽光エネルギー利用機器や蓄電池の導入助成等、取組を推進してきました。一方で、国は2050年カーボンニュートラル^{※4}を目指した取組を強化しており、また、世界的に進むSDGsの取組等も踏まえ、区においても、温室効果ガス削減対策を含む環境施策を一層推進していくことが求められています。
- 「みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を実現するために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を強化するとともに、環境学習等も活用しながら、区民のライフスタイルの変革を後押ししていくことが必要です。

計画最終年度の目標

- 気候危機^{※5}に立ち向かうための行動が浸透し、区民一人ひとりの行動を通じて、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた、温室効果ガスの削減が着実に進んでいます。
- 再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策の推進により、エネルギーの有効利用が進むとともに、災害時等における安定的なライフラインの確保にも寄与しています。
- あらゆる世代の環境学習の充実が図られ、区民一人ひとりがライフスタイルの一部として、環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
区内の温室効果ガス排出量	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト ^{※6} 」算定数値(特別区協議会)
区内の太陽光発電導入容量	資源エネルギー庁「固定価格買取制度 ^{※7} における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
区内の温室効果ガス排出量	1,649 (30年度)	1,329	1,089	848	千tCO ₂ eq
区内の太陽光発電導入容量	2.30 (2年度)	2.85	3.30	3.80	万kw
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	87.5 (2年度)	92.0	96.5	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 創エネルギー事業の推進

重点

2 省エネルギー対策の推進

重点

3 環境学習の充実

重点

4 区施設の省エネ・環境対策の推進

5 総合的な水害対策の推進

再掲事業

6 街路灯の整備

再掲事業

7 みどりを守る

再掲事業

8 みどりを創る

再掲事業

※1 再生可能エネルギー: 資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー(例: 太陽光、風力、水力、地熱)

※2 温室効果ガス: 二酸化炭素やメタンなどの7つの物質等のこと

※3 ゼロカーボンシティ: 2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体

※4 カーボンニュートラル: 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

※5 気候危機: 気候変動の影響がみられる災害など、生物の生存基盤を揺るがしている危機的な状況

※6 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」: 温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業

※7 固定価格買取制度: 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

施策10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

食品ロス^{※1}やワンウェイプラスチック^{※2}の削減に資する取組を区民、事業者、NPOと一体となって推進し、ごみ・資源の排出抑制を図るとともに、小型家電等のリサイクルやプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチックの新たな資源化など、資源循環型社会^{※3}の実現に向けた取組を進めます。

また、ごみ出しに係るルール^{※4}の周知・啓発に加えて、丁寧な排出指導や集団回収の支援等を通じて集積所やまちの美観の向上を図り、快適に暮らせる生活環境を確保します。

施策の現状と課題

- 資源循環型社会の形成やごみの最終埋め立て処分場^{※4}を1日でも長く利用する観点から、食品ロスの削減やワンウェイプラスチックを中心としたごみの排出抑制が求められています。
- また、これまでの資源化の取組に加えて、国や都の動きに合わせたプラスチックの新たな資源化等の取組を積極的に推進する必要があります。
- 排出されるごみの中には、まだ多くの資源が含まれています。また、一部でごみ出しルールの不徹底がまちの美観を損ねています。適正分別やごみ出しルールの一層の周知・徹底が必要です。

計画最終年度の目標

- 食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの排出抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。
- 区民によるごみ・資源の分別徹底やプラスチックの新たな資源化等により、環境負荷を軽減する3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が一層推進されています。
- ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
ごみ・資源総排出量指数	ごみ・資源総排出量(年間可燃・不燃・粗大・資源回収量÷人口÷365日)について、令和2年度を100として比較
区民一人1日当たりのごみ排出量	年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日
可燃ごみに含まれる生ごみの量	家庭ごみ排出状況調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
ごみ・資源総排出量指数	100 (2年度)	94.0	89.5	85.0	
区民一人1日当たりのごみ排出量	479 (2年度)	451	430	410	g
可燃ごみに含まれる生ごみの量	33,638 (元年度)	32,700	31,300	29,900	t

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 ごみの排出抑制の推進 重点
- 2 限りある資源の有効活用の促進 重点
- 3 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- 4 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

※1 食品ロス:まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

※2 ワンウェイプラスチック:一度だけ使用した後に廃棄される、使い捨てプラスチック(例:コンビニで配布されるストロー・スプーン・フォーク)

※3 資源循環型社会:廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみを資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会

※4 最終埋め立て処分場:23区で排出された一般廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分している、東京港内にある新海面処分場のこと。東京湾内に新たに処分場を設置できる水面はなく、23区最後のごみ埋立処分場となっている

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

杉並区の特徴である、みどりや水辺などの豊かな自然環境を区民・事業者等と協力して守り、創り、育てることにより、区民共通の財産として将来世代に引き継いでいきます。また、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラ^{*1}の取組を進めるとともに、区民ニーズや地域の環境と調和した公園づくりを行うことで、みどりを育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 近年、区の緑被率^{*2}は減少しており、都市農地をはじめとした、区民共通の財産である豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくために、区民・事業者等と協力して、みどりを守り、創り、育てていく必要があります。
- 世界的な課題である気候危機へ対応するため、自然環境が持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう、グリーンインフラの取組を推進することが求められています。
- 区内の公園面積は着実に増加していますが、人口の増加に伴い、区民一人当たりの公園面積は横ばいとなっています。みどりを増やし、災害に備えたオープンスペースを確保するために、更に公園整備を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民・事業者等と区が協力することによって、みどりの総量が増加するとともに、みどりの質も向上しています。
- グリーンインフラの整備が進むことによって、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を活用した都市環境が形成されています。
- みどり豊かな身近な憩いの場として、また災害時に備えたオープンスペースとして、誰にとっても安全で快適に利用できる公園整備が進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
緑被率	みどりの実態調査
区民一人当たりの公園面積	年度当初の区内公園面積 ^{*3} /人口
みどりの豊かさに満足する区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度(2024)	9年度(2027)	12年度(2030)	
緑被率	21.77 (29年度)	22.00	23.00	23.00	%
区民一人当たりの公園面積	2.12 (2年度)	2.26	2.37	2.47	m ² /人
みどりの豊かさに満足する区民の割合	86.8 (2年度)	88.0	89.0	90.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 みどりを守る
- 2 みどりを創る
- 3 みどりを育てる
- 4 みどりの質を高める
- 5 水辺環境の再生・創出
- 6 (仮称)荻外荘公園の整備
- 7 地域の核となる公園の整備
- 8 身近な公園の整備
- 9 誰もが利用しやすい公園改修
- 10 環境学習の充実

重点

重点

再掲事業

※1 グリーンインフラ: 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組
 ※2 緑被率: 上空から見て、樹木や草等のみどりで被われた部分が区全体の面積に占める割合のこと
 ※3 区内公園面積: 区内の都立公園、区立公園・児童遊園の面積

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、健康づくりに向けた様々な取組を支援していきます。また、「杉並区自殺対策計画」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等に沿った健康づくりへの取組を実施していく必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることを踏まえ、引き続き糖尿病等生活習慣病の発症予防や重症化予防への取組が求められています。
- がん予防の知識の普及啓発を行うとともに、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図る必要があります。さらに、がん検診の質の向上のために精度管理^{※2}を強化し、がん死亡率の減少を目指すことが求められています。
- 近年の心の病気の増加に加え、感染症の蔓延などによる生活様式の変化によりストレスを抱える方の増加も予測されることから、病気になる前段階からの予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- 区民や事業者などが協働・連携し、ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりに参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立して生活できています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
65歳健康寿命	65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの(東京保健所長会方式による算出方法)
特定保健指導 ^{※3} 対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出(人口10万対)
ゲートキーパー ^{※4} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
65歳健康寿命	男83.6 女86.7 (元年)	男83.9 女87.3	男84.2 女87.8	男84.4 女88.2	歳
特定保健指導対象者割合の減少率	25.5 (2年度)	25.0以上	25.0以上	25.0以上	%
がんの75歳未満年齢調整死亡率	男79.6 女52.6 (元年)	男74.6 女52.6	男70.9 女51.1	男67.9 女49.2	人
ゲートキーパー養成者数(累計)	1,836 (2年度)	2,450	2,900	3,350	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 区民と進める健康づくりの推進

重点

2 生活習慣病予防対策の推進

3 がん対策の推進

重点

4 心の健康づくりの推進

5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

再掲事業

- ※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例
- ※2 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること
- ※3 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援
- ※4 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

施策13 地域医療体制の充実

救急医療体制のさらなる充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時には緊急医療救護所^{※1}の迅速な設置・円滑な運営を行うとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、医療機関との連携・診療検査体制の強化や、感染症予防対策の推進により、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。高齢者等の在宅医療体制については、医療が必要となっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、区民等に在宅での療養やACP(アドバンス・ケア・プランニング)^{※2}等について理解を深める取組を進めます。障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援や関係機関の連携強化により、在宅医療体制の強化を進めます。

施策の現状と課題

- 小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保などにより、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制については、医療機関との連携・強化と併せて、ICTの活用を含めた通信体制の拡充に取り組む必要があります。
- 高齢者等の在宅医療体制については、高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられる仕組みづくりや、看取りやACP(アドバンス・ケア・プランニング)を含めた在宅療養の普及啓発を進めていく必要があります。
- 感染症対策については、防疫体制の見直し、医療機関とのさらなる連携や診療検査体制の強化、感染症予防対策の迅速な情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制の整備については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

計画最終年度の目標

- 休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増えています。
- 医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。
- 感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	区民意向調査
在宅医療相談調整窓口 ^{※3} の相談件数	
かかりつけ医療機関がある区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	71.6 (2年度)	75.0	78.0	80.0	%
在宅医療相談調整窓口の相談件数	346 (2年度)	500	600	700	件
かかりつけ医療機関がある区民の割合	60.0 (2年度)	62.0	64.0	65.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 救急医療体制の充実

2 災害時医療体制の充実

重点

3 在宅医療体制の充実

重点

4 感染症対策の推進

重点

5 障害者の地域医療体制の整備

※1 緊急医療救護所:区市町村が災害発生の超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

※2 ACP(アドバンス・ケア・プランニング):万が一に備えて、将来の医療やケアについて、患者本人が家族や近しい人、医療・ケアチームとともに、事前に繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

※3 在宅医療相談調整窓口:在宅医療をサポートするため、医療・福祉の専門職の相談員が、区民や医療・介護・福祉の関係者から在宅医療に関する様々な相談に応じる窓口